

○木更津市行事の共催及び後援に関する規程

平成 9 年 7 月 25 日訓令第 12 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日訓令第 6 号

木更津市行事の共催及び後援に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、木更津市が木更津市以外のものと行事を共催し、又は木更津市以外のものの行う行事を後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、競技会その他の集会又は催しをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参画し、共催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第 3 条 木更津市は、次の各号のすべてに該当する行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 木更津市の発展又は公共の福祉の増進に極めて有益であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体若しくはその機関又はこれらの長が主催又は共催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申請の手続き)

第 4 条 木更津市の共催又は後援を申請しようとするものは、市長に対し、木更津市行事共催（後援）承認申請書（別記第 1 号様式）により行事の開催前 14 日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認又は不承認を決定し、木更津市行事共催（後援）承認（不承認）決定通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

(報告)

第5条 前条第2項の規定により共催又は後援の承認決定を受けたものは、当該行事が終了したときは、共催（後援）実績報告書（別記第3号様式）により市長に対し、その内容を報告しなければならない。

(教育委員会の行う行事の共催及び後援との関係)

第6条 市長は、木更津市教育委員会行事の共催及び後援に関する規程（昭和61年木更津市教育委員会訓令第2号）に定める行事の共催及び後援とこの規程による行事の共催及び後援が重複する場合においても、この規程による行事の共催又は後援を行うことを妨げない。

附 則

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の木更津市行事の共催及び後援に関する規程第4条の規定による申請がなされている行事の共催及び後援の取り扱いについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第4条第1項）

第2号様式（第4条第2項）

第3号様式（第5条）